

## 保護者の皆様へ

社会福祉法人 聖樹の杜

理事長 秋田 広樹

(七飯ほんちょう保育園、児童発達支援センターにじのはし)

日頃より、社会福祉法人 聖樹の杜の運営にご理解、ご協力を賜り心より感謝申し上げます。

現在、北海道内において、新型コロナウイルス感染症の発生が続いており、皆で感染防止の対策を講じることが必要となっており、当法人が運営をする七飯ほんちょう保育園及び児童発達支援センターにじのはしにおいても同様に、感染防止対策が重要となっております。

その上で、各施設の状況や特性上の理由、各関係機関からの事務連絡等より、以下の通りの対応とさせていただきますので、何卒、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

### ○ご協力頂く事項

#### (利用者について)

朝、晩の体温測定を行ない37.5度以上の発熱の場合はお休みをして頂くこととします。

発熱が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過していること、また呼吸器症状を含む全身状態が改善してからの登園、登所とします。

登園、登所時に改めて職員による体温測定を行ない、37.5度以上の場合は、保護者へ連絡し、降園、降所して頂きます。

#### (職員について)

出勤前、出勤時に体温測定を行ない、37.5度以上の発熱の場合は、出勤を停止し、自宅待機とさせていただきます。

発熱が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過していること、また呼吸器症状を含む全身状態が改善してからの出勤とさせていただきます。

※発熱が認められる職員が多数の場合は、開園、開所に影響を及ぼす場合があります。

### ○ご協力依頼をさせて頂く事項

#### (利用者について)

家族などに37.5度以上の発熱が認められる者がいる場合、発熱者の状況によっては、施設利用者に発熱が認められない場合でも、お休みの協力をお願いする場合があります。

発熱が認められた場合にあっては、上記記載と同様の扱いとなります。

#### (職員について)

家族などに37.5度以上の発熱が認められる者がいる場合、発熱者の状況によっては、職員自体に発熱が認められない場合でも、出勤を停止し、自宅待機とする場合があります。

発熱が認められた場合にあっては、上記記載と同様の扱いとなります。

※令和2年3月中に行なわれる園内行事、園外行事等については、その都度、行政からの指導等より実施、延期、中止、内容変更について判断させて頂き、保護者の皆様へお知らせをします。また、手洗い、うがい等につきましては継続的にご家庭でもご協力を頂きますよう宜しくお願い致します。各施設玄関前には消毒液を設置しておりますので、積極的にご使用下さい。又、マスク着用に関しましては、購入出来ない等の事情も鑑み、可能な限りとさせて頂き、職員も同様の対応となります。各ご家庭におかれましては、様々ご事情があることと存じますが、何卒、ご理解、ご協力をお願い致します。